

忘れずに、特定健康診査・後期高齢者医療健康診査を受けましょう！(健診期間は11月30日まで)

新生児特別定額給付金を支給します



新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の下、不安を抱えながら妊娠期を経て、出産した母親とその家庭を支援するため、「新生児特別定額給付金」を支給します。

- ▽対象となる子ども 令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれ、出生日から申請日まで継続して市内に住民登録がある子ども
▽支給対象者 対象の子どもの母親で、子どもの出生日から申請日まで継続して市内に住民登録がある方
▽支給額 対象の子ども1人につき10万円
▽申請方法 令和2年11月1日までに出生届を提出した方：申請書類などを郵送しますので、必要事項を記入の上、速やかに提出してください。
令和2年11月2日以降に出生届を提出される方：出生届提出後に、子ども政策課で手続を行ってください。
▽支給時期 申請内容の確認ができ次第、順次支給します。
▽支給方法 申請書に記入された口座に振り込みます。
▽その他 DVなどの理由で、市内に住民登録をしていない方でも新生児特別定額給付金を受け取ることができる場合がありますので、相談してください。
申請内容に不明な点があった場合、市から問合せを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料など振込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってくる場合は、すぐに市の窓口か警察に連絡してください。
▽申請・問合せ 子ども政策課 子ども政策係

子育て家庭応援商品券を配布します



市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、子育て家庭を応援するとともに、低迷する地域経済の活性化を図ることを目的に、18歳以下の子どもがいる子育て世帯に、市内で利用できる期間限定の商品券を配布します。
▽配布対象世帯 令和2年7月28日現在、市内に居住し、平成14年4月2日以後に生まれた子どもがいる世帯
※DVなどの理由で、市内に住民登録をしていない方も商品券を受け取ることができ、場合によっては、相談してください。
▽商品券の配布額 対象の子ども1人につき1万円分
※1枚千円分の商品券10枚綴り1冊(全ての取扱店で利用できるA券4枚、大型店では利用できないB券6枚)
▽配布時期 11月上旬
▽有効期間 11月16日(月)～令和3年2月28日(日)
▽配布方法 世帯主宛に簡易書留で郵送します。
▽取扱店 378店舗(9月7日現在)
※最新の取扱店などの情報は、公式ホームページで随時更新しています。
▽その他 詳しくは、次のコードからご覧ください。
▽申請・問合せ 子ども政策課 子ども政策係

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給しています。「基本給付」の支給対象者の②・③と「追加給付」に該当する方は、申請が必要となりますので、令和3年3月1日(月)までに申請してください。なお、「基本給付」支給対象者の③および「追加給付」は、受付期限までの間に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、対象者に該当することとなった場合も支給対象です。
▽基本給付
●支給対象
①令和2年6月分の児童扶養手当を受給された方
②公的年金などを受給していること、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方
※公的年金などを受給している方で児童扶養手当の申請をし

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象です。ただし、児童扶養手当に係る支給制限限度額を上回る方は、対象外です。
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方
●支給額：1世帯5万円(第2子以降1人につき3万円(1回限り))
▽追加給付
●支給対象：基本給付支給対象者の①または②に該当する方
のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方
●支給額：1世帯5万円(1回限り)
▽申請方法 子ども政策課にお問い合わせいただくか、子育て応援サイト「あきる野市子育て家庭応援商品券サイト」のページの親子のキッズのひとり親世帯臨時特別給付金のページをご覧ください。
▽受付日時 令和3年3月1日(月)まで(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
▽受付場所 子ども政策課、五日市出張所市民総合窓口係
▽支給方法
●①の方：児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。
●②、③の方：基本給付の申請書に記載された口座に振り込みます。
▽支給時期 申請内容の確認ができ次第、順次支給します。
▽申請・問合せ 子ども政策課 子ども政策係

令和3年度小・中学校の入学に係る費用の一部を援助します
(就学援助費(新入学児童生徒学用品費))



令和2年度の就学援助費が認定となる年長未就学児、小学校6年生の保護者
●市内に住所がある年長未就学児、小学校6年生の保護者か令和3年度にあきる野市立小・中学校に入学することを教育委員会が承諾した年長未就学児、小学校6年生の保護者
▽申請方法 入学前の支給を希望する方は、令和3年2月1日(月)までに申請してください。
●年長未就学児の保護者：10月中に送付している就学時健康診断通知に同封した申請書に必要書類を添付の上、申請してください。
●小学校6年生の保護者：令和2年度の就学援助費が認定の方には、新入学児童生徒学用品費を支給します。
▽その他 前年度の就学援助費が認定であった方、前年度に新入学児童生徒学用品費の入学金前支給を受けた方も、今年度の就学援助費を希望する場合は、申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。
▽申請・問合せ 教育総務課 務係(直通558-2412)

子育て世帯への臨時特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当(特例給付を除く)を受給している方に「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給しています。対象の公務員の方は、申請が必要となりますので、期限までに忘れずに申請してください。
▽支給対象 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給された方
※特例給付(平成30年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上で、児童1人当たりの支給額が月額5千円)を受給している方は、対象外です。
▽対象児童 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子どもで、令和2年4月分(4月から高校1年生となつている場合などは3月分)の児童手当の対象となる児童



あきる野市子育て家庭応援商品券サイト

ひとり親家庭へ食料品などを提供するカタログの送付対象者を拡大します

新型コロナウイルス感染症の拡大で、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、食料品などの生活必需品を提供するためのカタログを送付していましたが、さらに児童扶養手当受給者と同じように困難な状況に置かれている方にも対象を拡大します。
▽対象 すでにカタログの送付を受けた方を除き、次のいずれかに該当する方

- ①ひとり親世帯臨時特別給付金(国制度)の支給決定を受けた方
②8月1日から令和3年3月31日までの間に新たに児童扶養手当を受給することとなった方
▽提供方法など 対象の方には、カタログ、申込用はがきなどを11月初旬以降順次送付しますので、確認の上申し込んでください。
※希望の食料品などは、東京都と委託契約を締結した事業者から配送されます。
▽問合せ 子ども政策課 子ども政策係